平成25年度定期監査(2)監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、 平成 25 年度定期監査(2)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項および第 10 項の規定に基づきこれを提出する。

なお、かしわざき強前監査委員および山田哲丸前監査委員が本監査の執行に関与し、福沢剛監査委員および内田ひろのり監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期 平成 25 年 5 月 8 日から同月 31 日までの間において実日数 12 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 25 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 24 年度の事務事業等が法令等に基づき適正に行われているかを主眼に、経済性、効率性および有効性の観点からも適切に執行されているかを検証した。特に行政財産および物品の管理については、その有効性を重点的に検証した。また、業務委託・補助金等について、所管課の履行確認が適切に行われているかに十分に留意して監査した。

さらに、施設を管理する所管課等においては、施設管理マニュアル等に基づいた施設管理が行われているか、利用者への安全確保が図られているかに留意して監査した。

(3) 監査の視点

勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、旅費の支給手続は適正か、現金・郵券等の金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、補助金等の効果および履行確認は適正か、区民利用の情報システムに係る事業について、実績の確認や効果の検証は適正か、施設管理マニュアルに基づいた施設管理が行われているか、環境配慮への取組は積極的か、遊休物品・死蔵物品等はないかを主眼として監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

- ア 業務委託や指定管理者制度の適用において、業務の運営や所管課等の 指導監督が適切に行われているか。仕様書や協定書に業務内容が適切に 記載され、その履行確認が適正に行われているか。職員について資格要 件の定めがある場合の資格確認が行われているか。
- イ 契約事務において、一般的な注意事項(複数社からの見積書徴取等) に加え、「課長契約(工事)における分割発注等の再発防止取組方針(平

成 22 年 1 月 27 日付け 21 練総総経第 1029 号別添)」および「課長契約事務の適正な執行について(平成 24 年 6 月 26 日付け 24 練総経第 261号)」が遵守されているか。

ウ 行政財産および物品の管理が適正な事務処理のもとに行われている か、それらが有効に活用されているか。

また、以下を個別項目として監査を実施した。

ア〔教育振興部〕学校安全安心ボランティア事業について イ〔こども家庭部〕ジュニアリーダーの活用について

(4) 監査対象部課等

ア 教育委員会事務局教育振興部

- (ア) 教育総務課
- (イ) 教育企画課
- (ウ) 学務課
- (I) 施設給食課
- (オ) 教育指導課
- (カ) 総合教育センター(以下の施設を含む。)
 - ・光が斤教育相談室
- (‡) 光が丘図書館(以下の施設を含む。)
 - ・小竹図書館
- イ 教育委員会事務局こども家庭部
 - (ア) 子育て支援課(以下の施設を含む。)
 - ・学童クラブ7か所 豊玉、石神井町、光が丘どんぐり、光が丘すみれ、豊玉小、 石神井西小、大泉第二小
 - (イ) 保育課(以下の施設を含む。)
 - ・保育園 13 園

東大泉、関町、桜台、谷原、上石神井第二、南田中、貫井、 南田中第二、氷川台、上石神井第三、豊玉第三、桜台第二、 豊玉第四

- (ウ) 保育計画調整課
- (I) 青少年課
- (オ) 練馬子ども家庭支援センター(以下の施設を含む。)
 - ・貫井子ども家庭支援センター

2 監査の結果

適正に行われていた。

なお、児童手当認定審査の事務処理について不適正な事例がみられたので指導 した。

3 意見

今回の監査に際して以下の意見を付す。

学校安全安心ボランティア事業の取組について

本区教育委員会では、区立小学校の安全対策として、保護者や地域住民が来校者への声かけなどを行うことで、授業時間中の児童の安全を高める「学校安全安心ボランティア事業」を実施している。

本事業は、平成 16 年度から、全区立小学校で実施しており、授業中における 来校者の受付、ふれあい給食(ボランティアが児童と一緒に給食を食べるもの) などにより、児童と地域住民との交流を推進することを目的としている。

ボランティアは、PTA、町会・自治会、青少年育成地区委員会などの協力により、平成25年3月末現在、合計3,769名の登録が行われており、ここ数年は同程度の人数で推移している。しかしながら、その活動日数は、1か月の活動日数の平均(8月およびボランティアの募集時期の4月は除く。)が月20日以上の学校から活動実績のない学校までと、各小学校間での平準化が図られていない状況にある。

このため、全区立小学校の授業日数の合計に占める全区立小学校の活動日数の合計の割合は、事業目標の8割に対し、6割程度にとどまっている。

本事業は、平成 16 年度の事業開始から 10 年目を迎えた。この節目の時期を機に、活動内容や課題事項など本事業の検証を行い、地域住民の知識および力を生かして、学校安全対策および児童と地域住民との交流がより高められることを期待する。